

○厚生労働省告示第二百七十二号

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十四条第一項第四号の規定に基づき、柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項（平成十一年厚生省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨